

熊本県母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給要領

(趣旨)

第1条 この要領は、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号。以下「法」という。)第31条第1号、第31条の10、熊本県補助金等交付規則並びに熊本県健康福祉補助金等交付要項に規定する自立支援教育訓練給付金(以下「訓練給付金」という。)の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 訓練給付金の支給対象者は、熊本県内の町村に住所地を有する母子家庭の母又は父子家庭の父(母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に定める配偶者のない者で現に児童を扶養しているものをいう。)であって、次の給付要件の全てを満たす者とする。なお、この事業において、「児童」とは、20歳に満たないものをいう。

令和6年8月29日までに教育訓練講座の指定を受けたものに係る受給要件については、(1)の規定は適用しない。

- (1) 「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」(平成26年9月30日雇児発0930第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づく母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている者であること。
- (2) 給付を受けようとする者の就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況などから判断して次条に規定する講座を受けさせることが適職に就かせるために必要であると認められるものであること。

(対象講座)

第3条 訓練給付金の支給の対象となる講座(以下「対象講座」という。)は、次の講座とする。

- (1) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)及び雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)の規定による一般教育訓練に係る教育訓練給付金(以下「一般教育訓練給付金」という。)の指定教育訓練講座及びこれに準じ知事が指定する講座
- (2) 雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金(以下「特定一般教育訓練給付金」という。)の指定教育訓練講座及びこれに準じ知事が指定する講座(専門資格の取得を目的とする講座に限る。)
- (3) 雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金(以下「専門実践教育訓練給付金」という。)の指定教育訓練講座及びこれに準じ知事が指定する講座(専門資格の取得を目的とする講座に限る。)(以下「指定教育訓練」という。)

(給付額等)

第4条 訓練給付金の支給額は、次の各号に掲げる支給対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。なお、訓練給付金は、原則として過去に訓練給付金を受給したことがある者については支給しないものとする。

- (1) 受講開始日現在において一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の支給を受けることができない支給対象者(第3条(1)及び(2)の講座を受講する者)

支給対象者本人が対象講座の受講のために支払った費用（以下「教育訓練経費」という。）の60パーセントに相当する額とする。ただし、その60パーセントに相当する額が20万円を超える場合の支給額は20万円とし、12千円を超えない場合は訓練給付金の給付はしないものとする。

- (2) 受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない支給対象者（指定教育訓練を受講する者（（3）に掲げるものを除く。））

教育訓練経費の60パーセントに相当する額または、修学年数に40万円を乗じて得た額の少ない方の額とする。支給額の上限は160万円とし、12千円を超えない場合は訓練給付金の給付はしないものとする。

- (3) 受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者（指定教育訓練を受講する者）（当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に当該教育訓練に係る資格を取得した者であって、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した（当該教育訓練修了時点で就職等している場合を含む）者に限る。）

教育訓練経費の85パーセントに相当する額または、修学年数に60万円を乗じて得た額の少ない方の額とする。支給額の上限は240万円とし、12千円を超えない場合は訓練給付金の給付はしないものとする。

- (4) 受講開始日現在において前各号以外の支給対象者

前各号に定める額から雇用保険法第60条の2第4項の規定により当該支給対象者が支給を受けた一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金（以下「教育訓練給付金」という。）の額を差し引いた額（その額が12千円を超えない場合は支給しない。）

なお、令和6年8月29日までに修了した当該教育訓練に係る訓練給付金については、従前の例による。

- 2 教育訓練経費は、対象講座に係る教育訓練施設に対して支払われた入学料（対象講座の受講開始に際し、当該教育訓練施設に納付する入学金又は登録料）及び受講料（受講に際して支払った受講費、教科書代及び教材費（受講に必要なソフトウェア等補助教材費含む。））並びにそれらの経費の消費税及び地方消費税の額であって当該教育訓練施設の長がその支払を証明したものとする。

なお、算定した支給額に端数が生じた場合、小数点以下を切り捨てて整数とする。

（対象講座指定前の事前相談の実施）

- 第5条 訓練給付金の給付を受けようとする者は、対象講座の受講により自立が効果的に図られるよう、住所地を管轄する福祉事務所の母子・父子自立支援員に対して事前に相談しなければならない。

（受給要件の審査、対象講座の指定等に関する手続）

- 第6条 訓練給付金の給付を受けようとする者は、知事に対し、自らが受講しようとする講座について「熊本県母子家庭等自立支援教育訓練給付対象講座指定申請書」（別記様式第1号。以下「対象講座指定申請書」という。）を対象講座開始日の1ヵ月前までに提出し、当該講座の指定（以下「対象講座の指定」という。）を受講開始前に受けなければならない。

- 2 知事は、受付期間内に提出された対象講座指定申請書について、受給要件の審査を行い、速やかに、対象講座の指定の可否を決定するものとする。
- 3 知事は、対象講座の指定の可否を決定するに当たり、母子家庭等自立支援給付金支給審査委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴くものとする。
- 4 知事は、第2項の規定による決定を行った場合には、その旨を「熊本県母子家庭等自立支援教育訓練給付対象講座指定通知書」（別記様式第2号。以下「対象講座指定通知書」という。）により申請者に対し通知するものとする。なお、訓練給付金の支給方法について第7条第5項第6号の規定を適用する場合は、その旨を通知するものとする。
- 5 対象講座指定申請書には、次の書類等を添付しなければならない。ただし、公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含む。以下同じ。）によって確認することができる場合は、添付書類を省略して差し支えない。
 - (1) 申請者（母子家庭の母又は父子家庭の父）及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し
 - (2) 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類
- 6 受給要件の審査に関しては、次の点に留意することとする。
 - (1) 過去に訓練給付金を受給している者の取扱いについて
訓練給付金は、原則として、過去に給付を受けた者には支給しないものとするため、過去の受給の有無について確認することとする。
 - (2) 類似制度による支給を受けている者の取扱いについて
受給資格の認定に当たっては、過去の教育訓練給付金の受給の有無、高等職業訓練促進給付金の受給の有無、求職者支援制度による職業訓練受講給付金の受給の有無等其他制度における受給状況を聴取して参考として受給要件の審査をすることとする。
 - (3) 訓練給付金の支給を受けようとする者が希望する講座の受講開始日現在においてその者の教育訓練給付金の受給資格の有無が不明な場合で、事前相談等で職歴を把握したうえでなお、確認が必要なとき等には、住所地を管轄する公共職業安定所が発行する「教育訓練給付金支給要件回答書」によって確認することとする。
- 7 対象講座の指定については、本人の意向も踏まえつつ、指定をしようとする講座が当該母子家庭の母又は父子家庭の父を適職に就かせる観点から適当であるかも含め審査を行うものとする。
また、必要に応じて講座の変更を助言するなどの確な支援を行うものとする。

（訓練給付金の支給等）

- 第7条 訓練給付金の支給を受けようとする者は、対象講座を修了した後に、知事に対して、「熊本県母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給申請書」（別記様式第3号。以下「支給申請書」という。）を提出するものとする。
- 2 知事は、前項の規定による支給申請を受けた場合、当該支給申請をした者が支給要件に該当しているかを調査し、速やかに支給の可否を決定するものとする。
 - 3 知事は、前項の規定による決定を行ったときは、遅滞なくその旨を「支給決定（不承認）通知書」（別記様式第3号）により当該支給申請をした者に通知するものとする。なお、支給決定を行った場合には、支給額を算定して併せてこれを本人に通知するものとする。

- 4 第1項の規定による支給申請は、受講修了日の翌日から起算して30日以内に行わなければならない。なお、特定一般教育訓練給付金または専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる支給対象者については、特定一般教育訓練給付金または専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日から起算して30日以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。
- 5 支給申請書には、次の書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略させることとして差し支えない。
- また、所得に関する書類については、証明すべき対象となる所得が対象講座指定時と同じである場合は、これを省略させることとして差し支えない。
- (1) 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類
 - (2) 対象講座指定通知書
 - (3) 教育訓練施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の教育訓練の修了を認定した教育訓練修了証明書若しくは受講者の教育訓練の修了に必要な実績及び目標を達成していることを証明する受講証明書（第7条第5項第6号によって支給する場合に限る。）
 - (4) 教育訓練施設の長が、受講者本人が支払った教育訓練経費について発行した領収書
 - (5) 教育訓練給付金が支給されている場合は、その額を証明する書類「教育訓練給付金支給・不支給決定通知書」
 - (6) 支給方法の特例（第4条第1項第2号に規定する者に対する支給に限る。）
- 訓練給付金の支給について、支給単位期間（雇用保険法施行規則第101条の2の12第4項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）ごとの支給を決定することができるものとする。その場合、あらかじめ受講対象講座を実施する教育訓練施設に対し受講証明書（雇用保険法施行規則第101条の2の4に規定する受講証明書をいう。以下同じ。）の発行が可能であることを確認するなど、関係機関と連絡調整した上で、その支給方法を決定するものとする。
- 6 訓練給付金の追加支給等
- (1) 訓練給付金の追加支給を受けようとする者は、対象教育訓練を修了し、当該教育訓練に係る資格を取得し、かつ、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した後に、知事に対して、「自立支援教育訓練給付金支給申請書（追加支給用）」（別記様式第4号。以下「支給申請書（追加支給用）」という。）を提出すること。
 - (2) 知事は、前号の規定による支給申請を受けた場合、当該支給申請をした者が支給要件に該当しているかを調査し、速やかに支給の可否を決定するものとする。
 - (3) 知事は、前号の規定による決定を行ったときは、遅滞なくその旨を「支給決定（不承認）通知書」（別記様式第4号）により当該支給申請をした者に通知するものとする。なお、支給決定を行った場合には、支給額を算定し、併せてこれを本人に通知するものとする。
 - (4) 第1号の規定による支給申請は、対象教育訓練を修了し、当該教育訓練に係る資格を取得し、かつ、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した日から起算して30日以内に行わなければならない。なお、専門実践教育訓練給付

金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日から起算して３０日以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合には、この限りではない。

(5) 支給申請書（追加支給用）には、次の書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略させることとして差し支えない。

また、所得に関する書類については、証明すべき対象となる所得が対象講座指定時と同じである場合は、これを省略することとして差し支えない。

ア 母子・父子自立支援プログラムの写し等自立に向けた支援を受けていることを証する書類（ただし、令和６年８月２９日までに教育訓練講座の指定を受けたものを除く。）

イ 対象講座指定通知書

ウ 教育訓練施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の教育訓練の修了を認定する教育訓練修了証明書

エ 教育訓練施設の長が、受講者本人が支払った教育訓練経費について発行した領収書

オ 教育訓練給付金が支給されている場合は、その額を証明する書類「教育訓練給付金支給・不支給決定通知書」

カ 当該母子家庭の母又は父子家庭の父が資格の取得をしたことを証明する書類（受給者の報告義務）

第８条 前条により訓練給付金の支給を受けた者は、技能、資格等の取得状況及び就業状況について、知事に報告しなければならない。

附 則

この要領は、平成１５年６月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成１７年４月２６日から施行し、平成１７年４月１日から適用する。

附 則

この要領は、平成１８年８月１６日から施行する。

附 則

この要領は、平成１９年１０月１日から施行し、平成１９年１０月１６日から適用する。

附 則

この要領は、平成２４年１０月１７日から施行し、平成２４年８月１日から適用する。

附 則

この要領は、平成２５年８月１日から施行し、平成２５年４月１日から適用する。

附 則

この要領は、平成２７年２月２３日から施行し、平成２６年１０月１日から適用する。

附 則

この要領は、平成２７年５月１４日から施行し、平成２７年４月１日から適用する。

附 則

この要領は、平成２７年１２月１５日から施行し、平成２８年１月１日から適用する。

附 則

この要領は、平成２８年５月３１日から施行し、平成２８年４月１日から適用する。

附 則

この要領は、平成２９年６月２日から施行し、平成２９年４月１日から適用する。

附 則

この要領は、平成３０年６月２８日から施行し、平成３０年４月１日から適用する。

附 則

この要領は、平成３０年８月１６日から施行し、平成３０年８月１日から適用する。

附 則

この要領は、平成３０年１２月６日から施行し、平成３０年１１月１日から適用する。

附 則

この要領は、令和元年５月２９日から施行し、平成３１年４月１日から適用する。

附 則

この要領は、令和元年１０月２日から施行し、平成３１年４月１日から適用する。

附 則

この要領は、令和元年１２月１３日から施行し、令和元年７月１日から適用する。

附 則

この要領は、令和３年３月９日から施行する。

附 則

この要領は、令和５年７月１０日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

附 則

この要領は、令和６年１１月１８日から施行し、令和６年８月３０日から適用する。

附 則

この要領は、令和7年3月24日から施行し、令和6年10月30日から適用する。